

# 青森県報

第二千八百十二号

平成十九年  
七月三十日  
(月曜日)

## 目次

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明	(建築住宅課)	四
監査委員		
監査結果に対する措置の公表	(事務局)	四

## 公 告

### 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) アクロスプラザ黒石

黒石市富士見一〇九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成十九年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

### 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂弘前安原店

弘前市大字泉野五丁目五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東日本不動産

弘前市大字南大町一丁目一の一

代表取締役 秋元浩

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂弘前若葉町店

弘前市大字清水一丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社あさひほつむ

弘前市大字早稲田二丁目二の五

代表取締役 葛西重明

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂黒石富士見店

黒石市富士見一八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役 西郷辰弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成十九年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンタウン平賀

平川市小和森上松岡二一六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び平川市役所

2 期間

平成十九年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ黒石店

黒石市ちとせ三丁目一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成十九年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂つがる柏店

つがる市柏下古川花崎一四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役 西郷辰弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所

2 期間

平成十九年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間とする。

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。

なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成十九年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社秋元宅建
- 二 代表者の氏名 秋元 秀吉
- 三 免許証番号 青森県知事（四）第一四八四号

### 監 査 委 員

#### 監査結果に対する措置の公表

平成19年 2月 9日付け青監査第112号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年 7月30日

青森県監査委員 林 忠 男  
同 鶴 賀 茂 世

同 阿 部 広 悦  
同 森 内 之 保 留

監査箇所名	監査結果	措置の内容
八戸臨海鉄道株式会社	監査日現在、得ず、書無間を 役会承認借契約、書無間を 金銭の消費貸し、書無間を も取り交わさず、民資を も担保・無多額の融資を して社にしている。	1 平成19年 3月22日開催の第3 回取締役会社に対する融資は、 (1) 民資剰余金の範囲内の2億 円と期間を3年ではなく1年と する。 (2) 契約期間1年と金額2億円を (3) 記載した契約書を取り交わす。 この承認を得た。 2 平成19年 3月26日付けで金銭 消費貸借契約書を取り交わした。 3 株主から拠出された基本財産 である資本金に影響を与えない とかないよう、利益剰余金の範 囲内で運用を行うことは2億円を融 資した。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一 号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
-------------------------------------	---	------------------------------